

# 大磯港津波発生時行動マニュアル

平成 24 年 1 月 17 日作成

大磯港指定管理者 大磯町

## 目 次

### 第1章 総 則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 津波発生時の対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 配備基準（勤務時間外）

- 1 津波発生時に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応・・・・・・・・・・・・ 4

### 第3章 職員の連絡・参集体制

- 1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 臨港道路の通行止め対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第4章 避難場所・避難経路

- 1 避難場所・・ 6
- 2 避難経路・・ 6
- 3 一時避難場所・一時避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 一時避難場所から避難場所への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 避難誘導の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

- 1 初動態勢時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 初動態勢の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 第6章 初動態勢時の対応内容

- 1 津波情報等の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 津波情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 利用者の避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 臨港道路附属駐車場の出庫停止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 臨港道路の通行止め対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 防潮門扉の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 平塚土木事務所への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第1章 総則

### 1 目的

このマニュアルは、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、港湾施設の利用者の生命及び身体の安全を確保するために、職員がとるべき基本的な対応手順等を定めるものです。

職員は、日ごろからこのマニュアルの内容を理解し、津波が発生した場合には、適切かつ迅速に対応を行えるようにしておく必要があります。

### 2 津波発生時の対応の基本的な考え方

- (1) 津波による人的被害を軽減するためには、「直ちに水際から離れ、急いで安全な場所に避難する。」という行動原則を職員自身が認識しておくことが必要です。
- (2) 津波発生時には何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。
- (3) マニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行うことが必要です。

## 第2章 配備基準（勤務時間外）

### 1 津波発生時に係る配備基準

勤務時間外に地震が発生した場合や、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の配備基準は、次のとおりです。

勤務時間外に津波警報等が発表された時には、管理事務所へ向かうことは非常に危険なため、直ちに参集する必要はありませんが、各職員は、指示があった場合にすぐに参集できるように準備しておく必要があります。

基準震度等		配備基準
震度5弱	所管港湾市町の震度	参集（みなと推進室職員全員）
震度5強		
震度6弱以上	県内の最大震度	
県内に大規模な災害が発生	県の災害対策本部が設置された場合	
津波警報	相模湾・三浦半島	連絡待機
大津波警報	相模湾・三浦半島又は東京湾内湾	

その他、東海地震注意警報又は東海地震予知情報が発表されたときは管理責任者の指示に従い連絡待機。

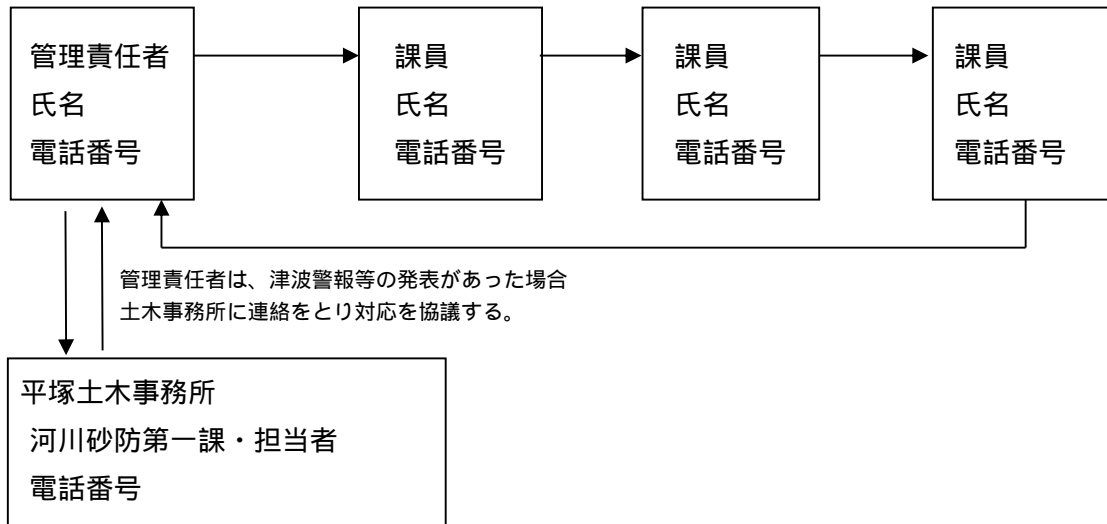
### 2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、第3章1により緊急連絡網に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。

### 第3章 職員の連絡・参集体制

#### 1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、次の緊急連絡網に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。



#### 2 臨港道路の通行止め対応

勤務時間外に津波警報等の発表があった場合には、次の交通管理者等と連絡をとり対応をとります。

別紙、「大磯港臨港道路（ON、OFFランプ）車両通行止連絡系統図」のとおり

#### 3 関係機関の連絡先

< 平塚土木事務所 >

担当課	担当者	連絡先
平塚土木事務所 河川砂防第一課	河川砂防第一課長	

< その他関係機関 >

関係機関名	部署	連絡先	関係機関の役割
大磯町	危機管理対策室		災害対策本部
大磯町	建設課		防潮門扉閉鎖
大磯町	消防本部		防潮門扉閉鎖
大磯警察署	交通課		交通規制
国土交通省	横浜国道事務所大磯出張所		国道管理

## 第4章 避難場所・避難経路

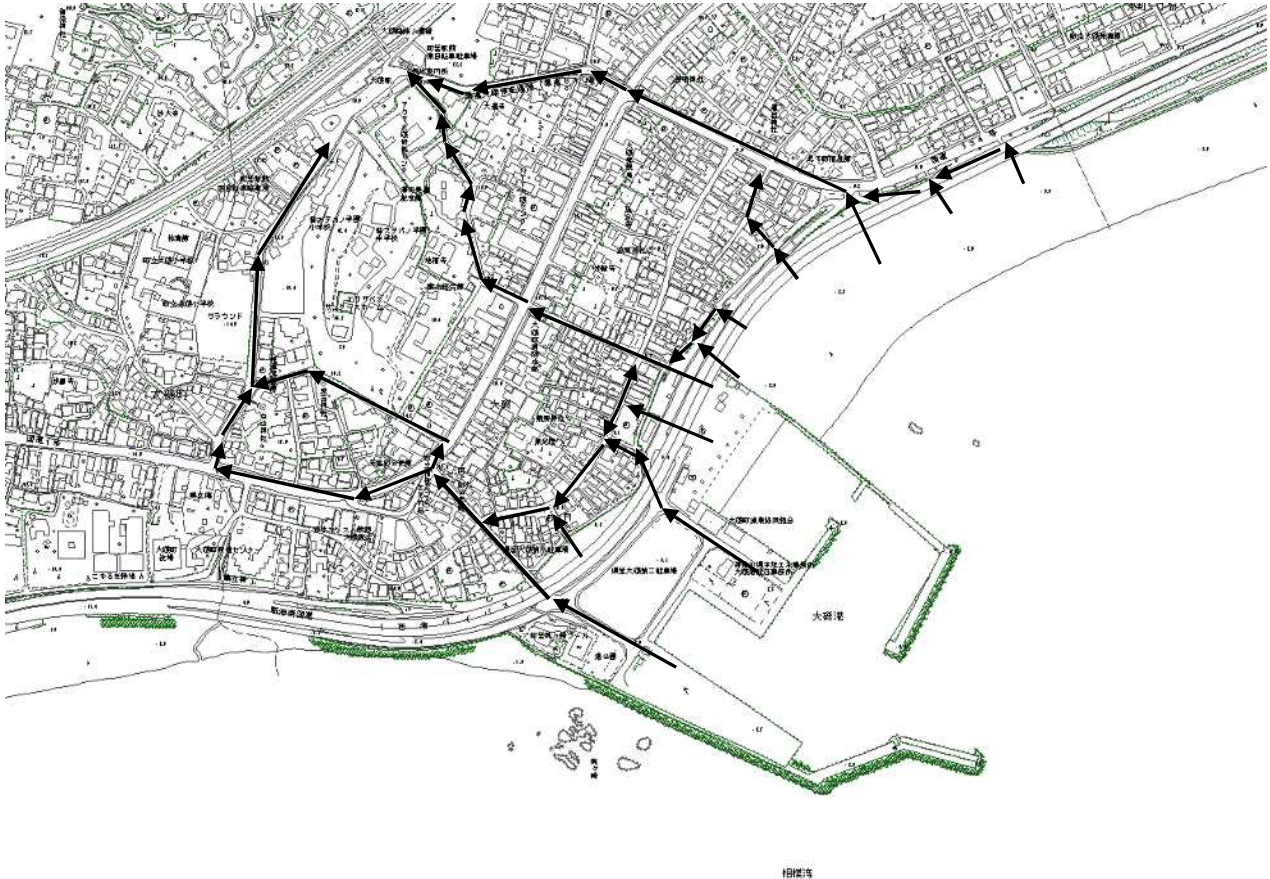
利用者の避難誘導を行う際の避難場所や避難経路は、次のとおりです。

### 1 避難場所

津波が発生した場合には、原則として「大磯駅周辺」へ利用者の避難誘導を行います。

### 2 避難経路

1の避難場所への避難経路は、次のとおりです。



### 3 一時避難場所・一時避難経路

津波が間近に迫っており、1の避難場所へ避難する間がない場合や、避難場所への誘導が困難な場合等については、防潮門扉北側へ一時的な避難誘導を行います。

### 4 一時避難場所から避難場所への避難

一時避難場所は、とりえず津波の危険から命を守るための場所であるため、一時避難場所へ避難した場合には、2の経路のとおり、避難場所へ避難することとなります。

### 5 避難誘導の判断

津波発生時にどの場所に避難させるかは、その時の状況により異なるため、当日の責任者の指示を

仰ぐこと。

## 第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

### 1 初動態勢時の役割

津波発生時には、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。

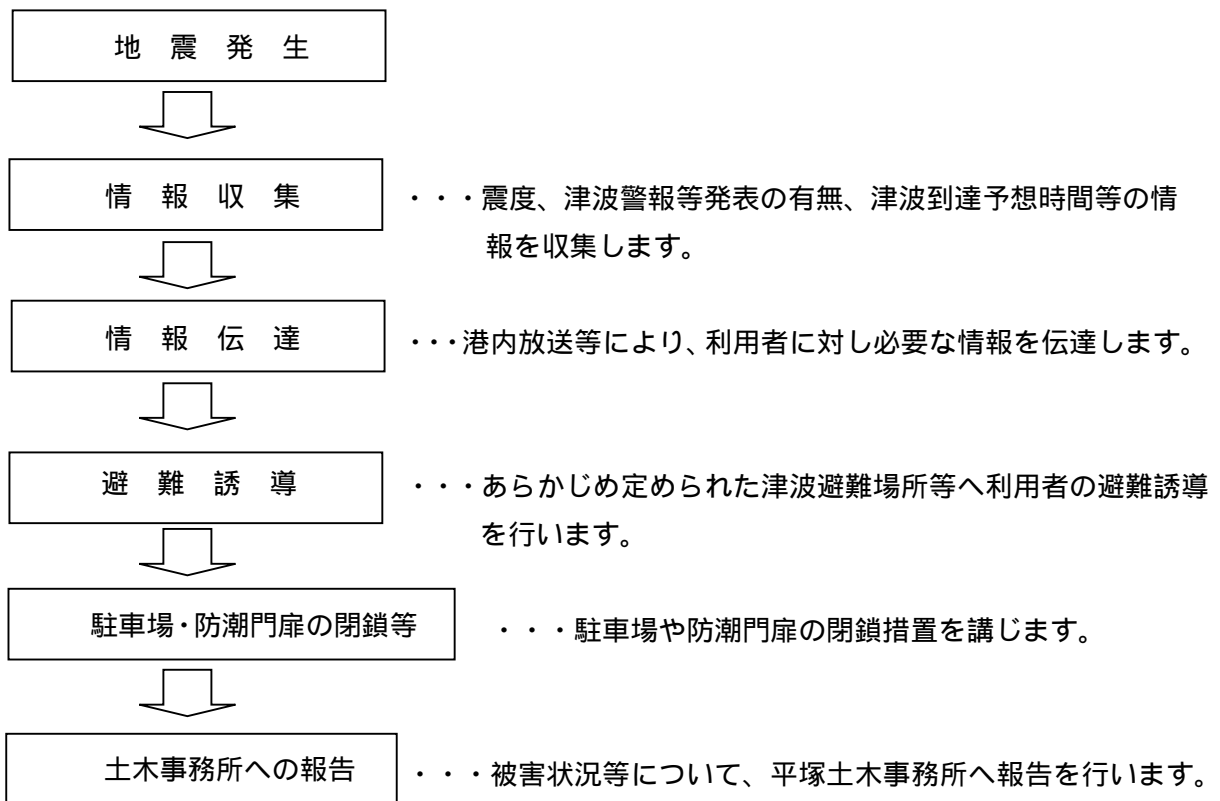
各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担います。

配備体制の責任者は、津波発生時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を出します。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動が求められます。

区分	人員	役割
みなと推進室	職員2名	建物内の施設安全確認、港内放送（利用者避難誘導等）、建物外の状況確認、ハンドマイクによる放送（利用者避難誘導、駐車場からの出庫禁止措置等）

### 2 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。





## 第6章 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

みなと推進室職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応します。

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであり、被害等の状況に応じて臨機応変に対応することが必要となる場合がありますので、留意してください。

### 1 津波情報等の収集

#### (1) 津波警報等の情報収集

地震が発生した場合には、（テレビ、インターネット等）により次の情報を収集する。

停電により、テレビ等から情報が収集できない場合には、ラジオや携帯電話で情報を収集します。

#### < 収集すべき情報 >

津波警報等発表の有無

津波の予想される高さ

津波到達予想時刻

震度・震源の大きさ

震源地

余震の起こる可能性

### 2 津波情報等の伝達

状況に応じて、次の情報を（港内放送、防災行政無線等）により利用者へ伝達します。

また、ハンドマイクより上記情報を併せて利用者へ伝達します。

停電時には港内放送が使えない可能性があるため、ハンドマイクやメガホン等によりできる限りの伝達に努めます。

#### < 津波注意報発表時の伝達内容例（参考） >

「こちらは、大磯港港湾管理事務所です。

時 分、津波注意報が発表されました。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れてください。

（ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、 時 分です。」

< 津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容例 >

「こちらは、大磯港港湾管理事務所です。

時 分、津波（大津波）警報が発表されました。

高い所でメートル程度（メートル程度以上）の津波が予想されます。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れ、大磯駅周辺に避難してください。

また、車での避難は避けてください。

（ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、 時 分です。」

### 3 利用者の避難誘導

利用者の避難誘導を行います。

#### (1) 避難誘導方法

残留者の確認を行うとともに、利用者で大磯駅周辺へ避難誘導を行います。みなと推進室職員は、利用者が迅速に避難できるよう、交差点等に待機するなど可能な限り誘導の補助を行います。

#### (2) 津波が間近に迫っている場合や災害時要援護者への対応

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がない場合や、避難場所への誘導が困難な場合等については、一時避難場所として防潮壁北側へ避難誘導を行います。

一時避難場所への避難も間に合わない場合等最低限の避難を行わざるを得ない場合には、管理事務所屋上へ避難誘導を行います。

### 4 臨港道路附属駐車場の出庫禁止措置

利用者は原則として徒歩による避難を行うため、利用者の避難に支障をきたさないよう、駐車場のバーを閉め、駐車場の出庫禁止措置をとります。

ただし、災害時要援護者等、車での避難が必要な場合には、状況により出庫を認めることとします。

### 5 臨港道路の通行止め対応

第3章2のとおり対応してください。

## 6 防潮門扉の閉鎖

### (1) 設置状況

防潮門扉の設置状況は、次のとおりです。



### (2) 管理体制、閉鎖手順

別紙、「門扉閉鎖マニュアル」による

(3) 関係機関への通報

防潮門扉を閉鎖した(する)場合には、次の関係機関に速やかに連絡します。

機関名	電話番号
平塚土木事務所河川砂防第一課	
神奈川県警察第二交通機動隊	
中日本高速道路(株)東京支社 小田原保全サービスセンター	
神奈川県県土整備局道路部道路管理課 維持防災グループ	
神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課 なぎさ整備グループ	
大磯町漁業協同組合	

\* その他 大磯港を利用している事業者

7 平塚土木事務所への報告

下記事項を、利用者・職員の安全確保後、できるだけ速やかに電話、FAX等により報告を行います。

< 報告事項 >

責任者(連絡者)の氏名・連絡先

避難対応状況(避難場所、避難人数等)

負傷者等の状況

施設の被害状況(分かる範囲で)

今後の対応予定

連絡先 平塚土木事務所河川砂防第一課 電話  
FAX